

高級ホテル立地促進助成制度の方針について

名古屋市観光文化交流局
令和元年10月

名古屋市では、愛知県と連携して、高級ホテル立地促進助成制度創設の準備を進めています。この度、高級ホテルの新設等を行う事業者に対する助成制度の方針を決定しましたのでお知らせします。

制度概要

1. 目的

首脳クラスが参加する国際会議の開催や海外の富裕層旅行者等の誘致に資するとともに、都市のブランド力を向上させる高級ホテルの立地を促進する。

2. 対象となるホテル

次の補助要件を全て満たすもの

項目	内容
客室面積	・ 平均面積 45 m ² 以上
客室数	・ 150 室以上
スイートルーム	・ スイートルームの設置 ・ 室数は総客室数の5%以上 ・ 国賓級の要人に対応できる室（概ね 100 m ² 以上）の設置
バンケットルーム（宴会場）	・ バンケットルームの設置 ・ ただし、1,000 m ² 以上のバンケットルームを設ける場合、客室数は100室以上で可とする
車寄せ	・ ホテル専用の車寄せの設置 ・ 要人警護に必要な車列を組むスペースを確保すること
附帯施設	・ 複数のレストラン、スパ・フィットネス施設、バー・ラウンジの設置
その他のサービス	・ バレーパーキング（※）のサービス ・ コンシェルジュデスクの設置

※ バレーパーキングとは、自分で運転してきた車のキーを係りの人に預けると代わりに車の駐車をしてくれる、また外出時には車を出してくれるサービス

3. 補助の内容

補助対象経費	土地を除く固定資産取得費用 (ホテルの新設又は建替えに係る家屋建設費・償却資産取得費)
補助率	補助対象経費の10%
限度額	1件あたり10億円(縣市合わせて最大20億円)
支払方法	10年間の分割払い

4. 対象期間

3年間(令和2年度から令和4年度までの間に事業認定申請書を提出すること)

5. その他の補助（容積率緩和）

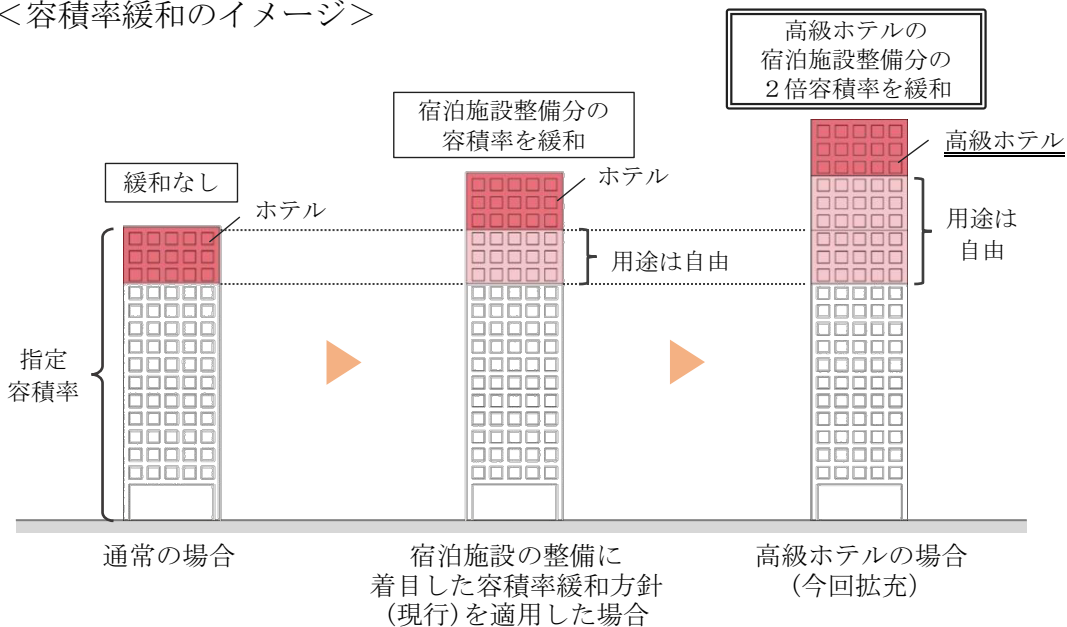
高級ホテル立地促進助成制度を活用する場合、都市計画制度を活用することで一定の範囲内において容積率を緩和することができます。

「宿泊施設の整備に着目した容積率緩和方針(平成29年4月運用開始)…現行方針」を拡充

緩和容積率の考え方（令和2年4月改定予定）

- ・ 宿泊施設（高級ホテル立地促進助成制度の適用を受けるホテル）の容積率分の2倍・・・①
〔最大で基準容積率の0.5倍かつ300%を上限〕※
- ・ さらに上乗せで、観光バス乗降場の整備等の公共貢献・・・②
〔最大300%を上限〕
- ・ ①+②の緩和容積率の最高限度
高度利用地区、高度利用型地区計画：基準容積率の0.5倍かつ400%
特定街区、再開発等促進区：基準容積率の0.5倍かつ500%

<容積率緩和のイメージ>



都市再生特別地区の場合、本方針を準用しつつ柔軟に対応する。
特に、高級ホテルに係る緩和の上限については、※印にかかわらず、その立地を促進する観点から、周辺環境や交通負荷等も踏まえつつ対応する。

●現行方針については→ (<http://www.city.nagoya.jp/jutakutoshi/page/0000091199.html>)

6. その他

- (1) 令和2年4月に制度を施行し、事業認定申請の受付を開始する予定です。
- (2) 関係予算が市議会において成立することを前提とします。
- (3) 事業認定申請書提出後、審査を行ったうえで事業認定をします。

7. お問合せ先

助成制度：観光文化交流局観光交流部観光推進室（電話番号 052-972-2425）
容積率緩和：住宅都市局都市計画部都市計画課（電話番号 052-972-2713）